

飯能ブランドDÄINE認定制度実施要綱

第1条（目的）

この要綱は、飯能商工会議所が市内の特性を活かし、優れた商品等を「飯能ブランドDÄINE」（以下、DÄINE）として認定し、県内外に情報発信することにより、事業者の生産意欲や販売意欲を高め、本市の知名度向上、産業振興及び地域の活性化を図ることを目的とする。

第2条（認定資格）

認定の申請を行うことができる者は、事業として1年以上の実績があり、市内に事業所がある個人、法人、団体等又は飯能市以外に事業所がある場合は、飯能市の原材料を使用している飯能商工会議所会員である者。

第3条（対象商品）

この要綱において対象となる商品は、飯能市ならではの素材、製法、技術、商法、伝統、物語等を用いたものでなければならない。

- 1, 加工品（米穀類加工品、麺類加工品、野菜果物加工品、菓子類、飲料、その他）
- 2, 工芸品（織物、陶磁器、漆器、木工品、その他）
- 3, 新商品等

第4条（認定基準）

DÄINE認定品は、①地域性、②品質性・信頼性、③独自性、④将来性を踏まえ別に定める。（別紙1）

第5条（認定委員会）

DÄINE認定に関し必要な事項を審議するため、「認定委員会」を置く。

- 2 認定委員には飯能商工会議所、飯能市、奥むさし飯能観光協会、大型店代表、商工会議所女性会、駿河台大学その他委員長が指名した者とする。

アドバイザーとして中小企業診断士の浜田稷氏を指名する。

- 3 委員長は商工会議所専務理事が務める。
- 4 認定委員会は、年内で2回開催する。（6月・9月）

第6条（認定の申請）

認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に必要書類を添付して認定委員会に提出しなければならない。但し、1事業者での申請数の限度は3品までとする。

認定委員会は、申請者に対し、必要な場合は現地等での調査・確認を行うことができる。

2 前項により、申請を受けた産品等が認定基準に適合すると認めるときは、申請者に対して（様式第3号）に定める「認定書」を交付する。

3 認定委員会は、認定基準に不適合と判断するとき、その理由を付して「不認定通知書」（様式第4号）により、当該申請者に対し通知するものとする。

第7条（登録料）

申請には別表2に定める登録料を納付するものとする

2 認定事業者は、指定する期日までに登録料を納付するものとする。

3 認定登録後、認定取消になった場合は、登録料は返金しない。

第8条（認定の有効期限）

認定の有効期間は、認定を受けた日から2年間とする。

第9条（認定の変更）

認定品の取扱者は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、変更内容を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定事業者等の名称、代表者名もしくは住所等を変更したとき
- (2) 認定基準に適合しない状況に至ったとき
- (3) その他認定申請事項変更届が必要と認める事由が生じたとき

第10条（認定の更新）

認定の更新を受けようとする申請者は当該認証の有効期間を満了する日の1ヶ月前までに、認定（更新）申請書を提出し認定委員会の再審査を受けるものとする。

第11条（認定の取消し）

認定委員会は、認定品が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定品が認定基準に適合しなくなったと認められる場合
- (2) 虚偽の申請により認定を受けた場合
- (3) 認定品の生産、製造若しくは販売を中止または廃止した場合
- (4) その他、制度の運用に重大な支障をきたす行為があった場合

2 認定を取り消された場合には、その取消の日から2年間を経過しなければ、新たに認定を受けることができない。

12条（認定の表示）

認定品の取扱者は、認定品の容器包装、啓発用品等に認定品であることを表示すること。

- 2 ロゴマークを認定品の容器包装等に印刷する場合は、形状・色の変更や、ロゴマークの上に絵や文字を書き込む等の行為は行わないこと、商品等の大きさに合わせ縦横比を変えずに使用する場合は、拡大・縮小して印刷することができる。
- 3 表示をすることが適さない商品の場合は、要相談とする。
- 4 ロゴマークのデータは第三者に譲渡しないこと。

第13条（認定品の取扱者の責務）

認定品の取扱者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の生産、製造及び販売を通じて、関係事業者等と連携し、積極的にDÄINEのイメージ向上に努めなければならない。

2 認証品の流通又は販売の過程において品質等に関する事故又は苦情が発生した場合は当該認証事業者がその責任を負うものとする。なお、認定事業者は事故等の解決を図るため誠意をもって必要な措置を講じるものとする。

3 認証事業者は、事故の内容及び解決のために講じた措置について、遅滞なく商工会議所に報告すること。

第14条（認定品の周知）

認定品については、商工会議所会報及びホームページ等に掲載するものとする。

第15条（報告・調査）

認定委員会は、必要と認めるときは、認定取扱者等に対して報告を求め、又は調査をすることができる。

第16条（雑則）

認定委員会は、この要綱に定めるもののほか、要綱の実施にあたり必要な事項については、委員長が別に定める

付則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する

別紙1

認定基準

地域性	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で生産された原材料等を活用して製造、加工されている ・飯能市の自然、歴史、文化のイメージを阻害しない商品である ・既に飯能市内の特産品として広く認知され、地域に愛されている
品質性 信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・品質の維持管理向上のための取組、技術、流通、検査等の体制が整っている ・味、デザイン、機能性等に優れ、他に誇れる高い品質を持っている ・他の特許品又は登録品の模倣品でない
独自性	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセプトが独創的でアイデアに富んでいる ・味、デザイン、機能性等に優れ、他の地域又は類似品と差別化されている
将来性	<ul style="list-style-type: none"> ・商品に対する今後の事業展開に明確なビジョンが示されており申請者の経験や実績、今後の事業展開への意欲等から判断して将来にわたり安定的、継続的な生産、販売が見込まれ、飯能市 に対するイメージ向上への貢献が期待できる

※審査時点で認定基準に満たないが、将来性が見込まれる商品については、「推奨品」としての認定も可とする。

別表2

(税込)

区分		手数料	適用
認定申請	新規	20,000 円	
	更新	10,000 円	
ブランドシール		3,000 円	初回は無料 追加有料@1,000 枚
ブランドデータ		無料	
のぼり旗		1,000 円	1 枚

様式1号(第6条関係)

飯能ブランドDÄINE認定(更新)申請書

年 月 日

飯能商工会議所 会頭 矢島巖 様

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者の職

飯能ブランドDÄINE認定要綱第6条の規定に基づき、必要書類を添えて申請します。

記

I 申請の区分

新規 更新

どちらかに○を付けて下さい

更新申請の場合は、既に認定を受けた年月日等を記入する。

令和 年 月 日 (認定第 号)

<必要書類>

- ① 飯能ブランドDÄINE認定(更新)申請に関わる調査票・誓約書(様式第2号)
- ② 参考資料(商品パンフレット、事業案内、その他資料)
- ③ 申請者が団体(任意)である場合
規約等組織の概要がわかる書類

2 調査票

認定申請産品名(読み方も記入してください)

--

申請者の概要

氏名又は名称及び 代表者の職・氏名			
住所又は所在地	〒		
事業開始年月日 又は設立年月日			
資本金等	千円	従業員数	人
URL	http://		
主な事業内容			
売上実績について	前年度売上高	本年度売上高	
		千円	千円
申請に関する 担当者連絡先	担当者	(部署・氏名)	
	電話		
	FAX		
	E-meil		

申請する商品の概要（認定基準に沿って）

① 地域性	市内の原材料等を使用している場合はご記入ください。
② 品質性 信頼性	販売体制、製造等の品質管理がしっかり整っているかについてご記入ください
③ 独自性	他地域に対して独自性、優位性を打ち出せるものがあれば記入してください
④ 将来性	今後の事業展開についてあれば記入してください

様式第2号(第6条関係)

飯能ブランドDÄINE認定(更新)申請に係る誓約書

飯能ブランドDÄINE認定を受けるにあたり、認定要綱を遵守するとともに、次の事項について特に留意することを誓約します。

- 1 認定品及び推奨品の生産、製造及び販売等を通じて、飯能市のPRを積極的に行い、飯能市のイメージ向上につなげるよう努めます。
- 2 認定品及び推奨品の計画的な生産、製造及び適正な保管・流通体制の整備に努めます。
- 3 認定品及び推奨品の品質、流通及び販売等において、自己等の問題が生じたときは、当方がその責任を負います。

年 月 日

飯能商工会議所会頭 様

申請者 住所又は主たる事務所の所在地

名称及び代表者職・氏名
